



農 政 第 355 号
森 農 第 437 号
令和4年11月22日

米沢市農業委員会
会長 伊 藤 精 司 様

米沢市長 中 川 勝

令和4年10月14日付けで提出のあった、令和4年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について下記のとおり回答いたします。

記

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 農地中間管理機構関連土地改良事業の継続について

農地中間管理機構関連土地改良事業は、担い手への農地の集積・集約化とともに、併せて基盤整備が図られ、農業者の費用負担も生じない極めて優良な事業であるため、今後の事業継続を国、県へ働きかけること。

回答

農地中間管理機構関連土地改良事業は、通常のほ場整備事業（基盤整備事業）に比べて採択要件の受益面積が半分で実施でき、工事費の負担もない優良事業ですので、引き続き、事業継続の必要性を国や県へ働きかけを行います。

なお、担い手への農地の集積・集約化を進めていくには貴委員会との連携が必要不可欠でありますので、適宜、連携を図りながら業務を推進してまいります。

(2) スマート農業に対する支援の拡充について

農業者の高齢化や後継者不足により農業者が減少していく中、スマート農業の導入による農作業の省力化、効率化は不可欠であるため、スマート農業に対する支援の拡充を図ること。

回答

近年、ICT や IOT 等の先端技術を用いた多種多様な農業用機械等が多く実用化されており、農作業の効率化や省力化を図るためにはそれらを活用した取組みが有効であると考えております。市単独補助事業や国の補助事業によりスマート農業への支援が可能ではありますが、本市では市単独補助事業の拡充を図るため、農作業時に係る身体的負担を軽減するためのアシストスーツを補助対象とするなど、補助要件の見直しを随時行っております。今後も積極的に活用していただけるよう農業者の皆様へ周知を図るとともに継続した支援を行ってまいります。

(3) 水田活用の直接支払交付金の見直し等について

今後5年間で一度も水稲作付けが行われない農地を水田活用の直接支払交付金の交付対象外とすることは、これまで協力してきた転作作物の生産を諦める農業者が増え、農地の遊休化の進行が懸念される。また、長期の不作付けや果樹等の永年性作物へ転換した水田も交付対象から除外されている。このことは、農地の集積や遊休農地の解消を妨げる一因になっているため、水田活用の直接支払交付金による万全な支援と要件の緩和について国へ働きかけを行うこと。

回答

水田活用の直接支払交付金の見直し等においては、作付転換に協力した生産者が安心して取り組める恒久的な制度にさせていただくよう地元選出の国会議員へ要請書を提出しております。また、山形県市長会総会においても、他自治体と共通の課題として取り上げております。

御意見のとおり、交付対象から除外される水田の増加によって農地を次世代へ引き継ぐことが困難になり耕作放棄地の増加が懸念されることから、交付金等の要件に当たっては、農地集積や遊休農地の解消の妨げとならぬよう、生産現場の経過や実態を十分に把握するとともに地域の実情に合ったものとするを国に要望してまいります。

なお、長期の不作付けや果樹等の永年性作物へ転換した水田で交付対象から除外された農地が交付対象となるためには、農地中間管理機構から賃借権又は使用賃借による権利の設定または移転を受けたもの、又は、担い手への集積、低コスト化等、水田収益力強化に資することを条件に交付金の交付が適当と認められる農地であって地方農政局長等が認めたもの等の条件があり、いずれも、個人単位または協議会単位で交付対象水田の面積が増加しない範囲で東北農政局への協議が必要となりますので、農地集積や遊休農地の解消の妨げとならぬよう、要件の緩和について東北農政局に要望してまいります。

2 遊休農地解消のための予算確保等について（遊休農地の発生防止・解消）

令和2年度、県が創設した「やまがた人・農地リニューアル事業」は、遊休農地及び荒廃農地を解消するための有効な支援策であるため、地域からの要望に沿うことができるよう予算の確保に努めること。また、農地の荒廃状況に応じたきめ細かな支援が可能となるよう事業の充実を県に働きかけること。

併せて、平成30年度で廃止となった「荒廃農地等利活用促進交付金」制度の復活を要望するとともに、実用性の高い本市独自の遊休農地対策の創設を図ること。

回答

「やまがた人・農地リニューアル事業」について、補助対象となり得る経営体へ事業周知及び要望調査を実施し、要望量に応じた予算の確保に努めてまいります。

御意見のとおり、当該事業は遊休農地等を解消するための有効な支援策であります。平成30年度をもって廃止となった国の制度である「荒廃農地等利活用促進交付金」と比較しますと支援対象範囲が一部狭くなっておりますので、農業者の要望に幅広く対応するためにも国の制度復活や事業の充実を図ることは重要であると考えております。

遊休農地等の解消に向けた取組みを厚く支援していくためにも、国事業の復活及び支援充実に向けた補助対象範囲の拡充や交付金の増額等を国や県に対して働きかけてまいります。

3 農家子弟農業後継者(親元就農者)育成確保のための支援制度の充実について(新規参入の促進)

これからの農業を支えるうえで、特に土地利用型農業後継者の確保と円滑な経営継承は喫緊の課題となっている。

農家子弟による親元就農は、その後の定着性が高いものの、新規就農者育成総合対策では資金面の支援が不十分である。親元就農しやすい環境を整え円滑な経営継承を実現するため、制度の要件緩和を求めること。また、親元就農者に対して報奨金を支給するなど本市独自の支援制度の創設を図ること。

回答

農業次世代人材投資事業及び後継事業である新規就農者育成総合対策事業は、農業経営開始直後の不安定な時期における新規就農者の所得確保を目的とした制度であり、親元就農で単純に農業経営を継承するような場合は原則として制度の対象とはなりません。

ただし、新規作物を導入するなど農業経営の発展に向けて新たな取組を行う場合は、対象となりうるため、農業経営の継承を考えている方に対しても、当該事業の活用の可能性を説明のうえ、活用を希望される場合は積極的に支援をしていきます。

令和3年度に農業後継者を対象として新設された経営継承・発展等支援事業は、地域の中心経営体の後継者が、経営継承後の経営発展に向けた計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援するものであり、100万円を上限として国と市がそれぞれ2分の1を負担します。令和3年度は3件の申請がありました。また、市単独支援事業である「米沢市未来を拓く農業支援事業」のなかで親元就農による農業後継者が主体となって行う事業等に対する支援を行っており、今後も当該事業の積極的な活用を推進してまいります。

また、市独自の支援制度の創設につきましては、どのような制度が効果的であるか他自治体の優良事例等を参考にし、検討してまいります。

4 有害鳥獣対策予算の増額と補助対象経費の拡充について

有害鳥獣被害は、農業収入の減少とともに営農意欲が失われ、農地の遊休化につながるものが懸念される。侵入防止用電気柵の設置については、地域ぐるみの被害防止活動を行うことが重要であるため、農産物の販売の有無に関わらず補助の対象となるよう要件の拡充と予算の増額を図ること。

また、猟友会による個体数調整は、被害を抑制するうえで有効である。会員の増員による活動の強化を促すため、猟友会への補助を継続するとともに、駆除した有害鳥獣の獣肉等の有効活用に向けて、ジビエ処理施設を設置するなど対策を講ずること。

併せて、モンキードッグについては引き続き育成確保に努めるとともに、現在各地で導入が進められているドローンによる対策の効果を検証し、早期導入を検討すること。

回答

個人用侵入防止用電気柵につきましては、山形県の補助を受けて実施しており令和4年度は、販売農家だけが対象となったことから、山形県へ「これまで同様、自家用作物への補助を継続いただくよう」要望をしたところです。

来年度の事業量調査において、自家用作物の侵入防止柵事業が調査項目にありましたことから、今後、県の事業化が確定した段階でお知らせしたいと考えております。

猟友会への支援につきましては、新規狩猟者免許取得等補助金を新規担い手の声等を聞きながら令和元年度に補助率を2分の1から3分の2へ増額しております。また、猟友会への補助拡充については、猟友会と今後とも協議をしながら検討をしてまいります。

捕獲個体の処分方法については、ジビエ等の利活用方法や処分の検討など多方面で検討を進めているところです。ジビエ振興については、自家消費促進や販売を見据えたレシピ開発、他県事例の収集等を行っているところですが、放射能や豚熱、捕獲後の処理施設まで鮮度を保った運搬方法等詳細な問題等もございますので、引き続き研究を行い慎重に進めていきます。

モンキードッグにつきましては、昨年同様資質を持った犬がみつからず実現に至っておりません。

ドローンによる対策につきましては、県でも実証実験を行っておりますので先進地の事例と共に参考にしながら、その手法等について検討していきたいと考えております。

5 新型コロナウイルス禍やウクライナ情勢における農業支援について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、農畜産物の消費量の落ち込みと市場価格の低迷が続いている。その影響は農畜産物全般に及び、特に米は外食需要等の落ち込みにより業務用米を中心に在庫過多の状態にあり、今後の生産量や価格への更なる影響が懸念されることに加え、燃油、飼料、肥料といった生産資材価格の高騰が追い打ちをかけ、農業経営を圧迫している。

これらに対して、国、県、市からは各種の支援策が講じられているものの、新型コロナウイルス感染症の収束、ウクライナ情勢の解決が未だ見いだせない中、農業者への影響が益々拡大、長期化していることから、今後とも経営安定に資する各種支援策を継続して行うこと。

また、頻発する自然災害に対しても安心して農業経営が継続できるよう、収入保険等の加入促進に向けて、更なる負担軽減策を検討すること。

回答

ご意見のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響や不安定なウクライナ情勢により資材や燃油等が高騰しており、農業経営に大きな影響があるものと認識しております。本市では、6月及び9月補正予算にて農業生産資材や家畜飼料等の高騰対策支援事業と利子補給事業を計上し、各種支援事業を実施しているところです。

今後も新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢による影響が懸念される際は生産者の経営安定に資する支援策を講じてまいります。

また、8月3日からの豪雨被害により、8月22日にはJA山形おきたま農業協同組合から「令和4年8月3日豪雨被害対策に関する要請」を受け、いち早く地元選出の国会議員に豪雨被害の支援に関する要望を行いました。

頻発する自然災害に対するセーフティネットへの加入促進として、山形県と協調し収入保険新規加入緊急奨励事業を実施しております。これは令和5年から保険期間が開始となるものでありますが、今後も県や関係機関と連携し加入促進に努めてまいります。

以上